

# 新型コロナウイルスによる国民健康保険税の減免申請について

会社の倒産や解雇などにより、失業保険を受給している ※失業時に65歳未満の場合

非自発的失業者の軽減対象になります。  
非自発的失業用の軽減申請書に記入し、  
雇用保険受給資格証の両面写しを提出してください。

はい

いいえ

コロナにより、世帯主が死亡もしくは重篤な傷病を負った

新型コロナでの減免対象となります。  
新型コロナ用の減免申請書に記入し、  
死亡等の事実確認ができる診断書等の写しを  
提出してください。

はい

いいえ

コロナにより、世帯主の収入が前年収入より3割以上減少する見込みである  
(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれか)

減免対象外です。

いいえ

はい

世帯主の前年の総所得金額等(退職所得除く)が1,000万円以下である

減免対象外です。

いいえ

はい

世帯主の減少が見込まれる所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である

減免対象外です。

いいえ

はい

例えば、コロナにより減収となるのは事業所得のみで、  
事業所得400万円、給与所得300万円、不動産所得  
150万円ある場合、事業所得以外が450万円のため  
対象外となります。

新型コロナでの減免対象となる可能性があります。

新型コロナ用の減免申請書に記入し、保険税減免に伴う事業収入等申告書と

- ・前年の収入額がわかる確定申告書第一表(控)又は収支内訳書の写し、源泉徴収票など(町で確認できる場合は必要ありません)
- ・今年の収入額が減少した任意の月の収入額(減収後の額が最も低い月など)が分かる帳簿、給与明細書の写しなど  
(1月から3月に申請する場合は、一年間の収入額がわかる確定申告書第一表(控)又は収支内訳書の写し、源泉徴収票などが必要です)
- ・廃業、失業された場合は、廃業届や休業届
- ・失業された場合は、事業主の証明(コロナの影響で失業となった理由が記載された退職証明等)、雇用保険受給資格者証または離職票など
- ・収入減少分が保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額が分かるものを添付して提出してください。